

会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 題名

題名を「会社分割又は会社の事業譲渡に伴う労働契約の承継等に関する法律」に改めること。

(題名関係)

第二 会社の事業譲渡に伴う労働契約の承継等

一 労働者への通知

会社（株式会社及び合同会社をいう。以下同じ。）は、その事業の全部又は一部の譲渡（以下「事業譲渡」という。）をするときは、次に掲げる労働者に対し、通知期限日までに、当該事業譲渡に関し、

当該会社が当該労働者との間で締結している労働契約を譲受会社等（他の会社の事業の全部又は一部を譲り受ける会社その他の者をいう。以下同じ。）が承継する旨の譲渡契約における定めの有無、異議申出期限日その他厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならないこと。

① 当該会社が雇用する労働者であつて、譲受会社等に承継される事業に主として従事するものとして厚生労働省令で定めるもの

② 当該会社が雇用する労働者（①に掲げる労働者を除く。）であつて、当該譲渡契約にその者が当該会社との間で締結している労働契約を譲受会社等が承継する旨の定めがあるもの

（第九条第一項関係）

二 承継される事業に主として従事する労働者に係る労働契約の承継

1 一 ①に掲げる労働者が一の事業譲渡をする会社（以下「譲渡会社」という。）との間で締結している労働契約であつて、譲渡契約に譲受会社等が承継する旨の定めがあるものは、当該譲渡契約に係る事業譲渡の効力が生じた日に、当該譲受会社等に承継されるものとする。

2 一 ①に掲げる労働者であつて、譲渡契約にその者が譲渡会社との間で締結している労働契約を譲受会社等が承継する旨の定めがないものは、一の通知がされた日から異議申出期限日までの間に、当該譲渡会社に対し、当該労働契約が当該譲受会社等に承継されないことについて、書面により、異議を申し出ることができること。

3 2の労働者が異議を申し出たときは、当該譲渡契約に定めがなくても、当該労働者が譲渡会社との間で締結している労働契約は、当該譲渡契約に係る事業譲渡の効力が生じた日に、譲受会社等に承継

されるものとする。

(第十条及び第十一条関係)

三 その他の労働者に係る労働契約の承継

1 一②に掲げる労働者は、一の通知がされた日から異議申出期限日までの間に、譲渡会社に対し、当該労働者が当該譲渡会社との間で締結している労働契約が譲受会社等に承継されることについて、書面により、異議を申し出ることができること。

2 1の労働者が異議を申し出たときは、当該譲渡契約の定めにかかわらず、当該労働者が譲渡会社との間で締結している労働契約は、譲受会社等に承継されないものとする。

3 1の労働者が異議を申し出なかったときは、当該労働者が譲渡会社との間で締結している労働契約は、当該譲渡契約に係る事業譲渡の効力が生じた日に、譲受会社等に承継されるものとする。

(第十二条関係)

四 通知期限日及び異議申出期限日

通知期限日及び異議申出期限日について、所要の規定を設けること。この場合において、一の通知が

された日と異議申出期限日との間には、少なくとも十三日間が確保されるものとする。

(第九条第三項、第十一条第二項及び第三項等関係)

第三 会社の事業譲渡に伴う労働協約の承継等

一 労働組合への通知

譲渡会社は、労働組合との間で労働協約を締結しているときは、当該労働組合に対し、通知期限日までに、当該事業譲渡に関し、当該労働協約を譲受会社等が承継する旨の当該譲渡契約における定めのあるその他厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならないこと。(第九条第二項関係)

二 労働協約の承継等

1 譲渡会社は、譲渡契約に、当該譲渡会社と労働組合との間で締結されている労働協約のうち譲受会社等が承継する部分を定めることができること。

2 譲渡会社と労働組合との間で締結されている労働協約に、労働組合法第十六条の基準以外の部分が定められている場合において、当該部分の全部又は一部について当該譲渡会社と当該労働組合との間で譲渡契約の定めに従い譲受会社等に承継させる旨の合意があったときは、当該合意に係る部分は、

当該譲渡契約の定めに従い、当該事業譲渡の効力が生じた日に、当該譲受会社等に承継されるものとする。

3 2のほか、譲渡会社と労働組合との間で締結されている労働協約については、当該労働組合の組合員である労働者と当該譲渡会社との間で締結されている労働協約が譲受会社等に承継されるときは、当該事業譲渡の効力が生じた日に、当該譲受会社等と当該労働組合との間で当該労働協約（2の合意に係る部分を除く。）と同一の内容の労働協約が締結されたものとみなすこと。

（第十三条関係）

第四 労働者との協議

譲渡会社は、通知期限日までに、厚生労働大臣の定めるところにより、当該事業譲渡に伴う労働協約の承継について、労働者と協議をするものとする。

（第十四条関係）

第五 労働者の理解と協力

譲渡会社は、当該事業譲渡に当たり、厚生労働大臣の定めるところにより、その雇用する労働者の理解と協力を得るよう努めるものとする。

（第十五条関係）

第六 指針

厚生労働大臣は、譲渡会社及び譲受会社等が講ずべき当該譲渡会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができること。

(第十六条関係)

第七 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 経過措置

第二から第六までは、この法律の施行の日以後にその契約が締結される事業譲渡について適用すること。

(附則第二条第一項関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこと。